

真土事件と民衆の土地所有観念

大 湖 賢 一

はじめに

古くより「真土騒擾」として広く知られているように、真土事件は明治十一年一〇月二六日夜、冠弥右衛門以下二十五名の質置主達が、大住郡真土村（現・平塚市真土）の元戸長松木長右衛門とその家族、雇人など計十一名を襲撃・殺傷に及んだ事件である。事件の直接の原因は、明治五年の壬申地券発行の際に、当時、区長兼戸長の要職にあり、また同時に村内一の地主であった松木が自らの質地分の地券の名請を、松木名義で行ったことに起因している。この地券名請が、従来から存在していたこの地域特有の質地慣行と抵触したために、質地の所有権をめぐる松木と質置主達との間に争いが起きたのであった。

この真土事件については、かつて京浜歴史科学研究会の「県史を学ぶ会」において『神奈川県史』の自由民権期の史料を読んだ時に一定の討論を行い、その後の成果もすでに一部はまとめている^(一)。しかし、その折りに枚数の制限もあり語り尽くせなかつたところもあり、今回、再論を試みる次第である。

従来、真土事件は様々な角度から検証されてきた。その主な論点を紹介するならば^(二)神奈川県国会開設運動の前提としての位置付け^(三)、^(四)神奈川県地租改正事業の特質との関連^(五)、^(六)地主制形成期の耕作農民の存在形態の解明^(七)、^(八)幕末・維新期の質地騒動との関連^(九)、^(十)質地慣行の解明^(十一)、^(十二)困民党研究の前提^(十三)、^(十四)明治前期の神奈川県政との関連^(十五)などである。すなわち真土事件は、政治・経済の両面にわたり地租改正から自由民権期の研究の「結節点」としての位置を占めており、それぞれの

研究方向からとりあげられてきた。

こうした研究状況に対しての若干のコメントを加えるならば、この中で事件全体を系統的に取り扱ったものは斎藤康彦氏と渡辺隆喜氏、そして最も新しいところでは鶴巻孝雄氏の研究が基本的な論調になっている。そのうち斎藤・渡辺両氏の真土事件に対する評価は、小作人（質置主）の側の耕地確保のためのエネルギーを生む原動力を「耕作権」の保証の強化という「耕作農民的土地所有」の前進に求め、事件そのものを単なる土地取り戻しによる自作農化を求めただけでなく、小作料滞納による地主制否定の契機を内包したものであるととらえている。このような試みは、「世直し状況論」をこの時期に適用しようとする研究であるといえる。しかし、真土事件のように地租改正が終了していない段階では地主と小作人ともに地主制の起点になるとは考えられず、両者は生活防衛という意味あいでは一致しえる条件があり、小作人の側のエネルギーを過大評価することは適切ではない。また、事件後の減刑嘆願運動の広がりも小作人層よりも区戸長層＝豪農層のイニシアチブを評価するべきである。

それに対して、鶴巻孝雄氏の研究は落合延孝氏の研究に影響されながら幕末期の質地騒動にみられる「無年季金子有合次第請戻」慣行を分析し、村落共同体の存続のためにこのような質地返還が合理化され、それは「私的土地所有の制限」「過度の土地所有（富の所有）制限」の論理といえると指摘する。そして真土事件の評価については、地租改正期においても同様の論理がおお共同体的関係の論理として地域の富裕農民・村役人層を規制しているとみる。そして松木長右衛門の行動は、「富裕農民の強引な土地所有・富の所有の

正当化」であり、それは明治政府の私的土地所有の保護政策と一致する。鶴巻氏の研究には教えられることが多かったが、領主・地方官の温情的対応の評価については若干見解が異なる。かつて私は、真土事件を当時の神奈川県政、特に野村靖県令のいわゆる官民共和的な性格をもった県政の中に位置付けてみた。そのように地方官の対応についてやはりその地域特有の条件から説明される必要があるのではないか。

一、真土村の質地慣行

現在の平塚市内は概して水田地域とされ大住郡でも特に有数な穀倉地帯として把握されている(9)。しかしその中であって真土村は、高四百十九石余の村で、田二割・畑八割といわれ、地質は砂地が主であり「水損・旱損」に悩ませることがしばしばであった。こうした状況が、ひとつの原因となり、近世以来、真土村では「無年季金子有合次第請戻」という、いわゆる有合(ありあわせ)質地が一般的に行われていた。

この質地慣行は、名目上は期限がありながらも、実際には元金の分が返済できれば質地を受け戻すというものであった。この慣行は地租改正期までかなり広範にこの地域で存在し、すでに『茅ヶ崎市史』や『大和市史』などで紹介されている。ここで、真土事件で争われた土地の証文を示しておく(10)。

相渡申質地証文之事

字外屋敷

一下畑宅畝五步分七厘

此代金三兩貳分也

右者我等当年貢・諸役等ニ差詰り貴殿江御無心申入、書面之地所質地ニ相渡、地代金唯今不残儘ニ受取申処実正也、年季之儀ハ当未ノ十二月五来ル子ノ十二月迄中年五ヶ年季ニ相定メ申候、然ル

上ハ御年貢・諸役等貴殿ニテ御勤メ可被成候、尤も質地御支配可被成候、年定期地代金不残返済仕候ハハ、畑無相違御返シ被下へ候、若其節金子調兼請戻不申候ハハ、金子返済仕候迄は此証文ヲ以何ヶ年も御支配可被成候、此質地ニ付横合五少も構江無御座候、万一六ヶ敷儀出来仕候ハ、当人ハ申ニ不及、加判之者共何方迄も罷出急度埒明、貴殿江少も御苦勞相掛申間敷候、為後日質地証文加判依テ如件

文化八年十二月

新土村

地主 治左衛門

五人組 九左衛門

全 清兵衛

組合 重右衛門

名主 儀左衛門

書面之通り高反別

相違無御座候

この質地証文は文化八年から文化一三年にかけての質地証文であり、この後、文久二年には質地代金の増金も行われている。これらの真土村に残る質地証文についてはすでに土井浩氏が分析しているように(11)、有年季と無年季のものに大別されるが、年季が例えば五年と定められても流地とならず、質置主の意向によらない限り土地所有権の移動は行われない。この年季明けになっても所有権の移動が行われないことの意味は、逆に「質地代金にみあう作徳を質地からとる期間として保障されたもの」(12)とする指摘がある。また、同時に、「古畝歩一反ニ付実繩延ヒ二反ニ有之場所ヲ買入スルニ当リ実畝歩二反ノ内三畝ハ買入主作り取り一反七畝ヲ以金円ヲ借入ノ約束ニテ而シテ該証文ハ即チ旧畝歩一反ヲ以書入」(13)るという一種の窮民救済策という側面をも含んでいたようである。この長年季(14)でほとんど所有権が移動しないという有合質地慣行は、維新以後も生きており、地租改正事業によって地券が発行され、土地の所

有権の確定が行われていく段階で問題化されていく。

大住郡は、明治初年の段階では足柄県に属していたが、足柄県の地租改正作業は基本的に神奈川県の布達などを参考にしながらすめられていった。まず、明治五年段階で神奈川県と同様の地所永代売買及び質地取扱規則心得書が布達された⁽¹⁵⁾。この心得書では地券公布以後の質地書入については詳述されているが、公布以前については第九条で「従前の仕来ヲ以当今質地・書入等ニ致し、年季中之分者更ニ双方遂示談ヲ売買致候儀者勿論、此ケ条ニ徴約定ヲ新ニ仕換可申事」として当事者同士の解決に委ねたのであった。

そこで真土村では、壬申地券発行のうちに質置主達は、旧慣行があるといながらも、とにかく名請を自分達の名義で行いたいと松木に対して主張した。これに対して松木は「地券者質取主ノ方へ相請候方至当ト存候」と主張し、「後日請戻ニ付苦情相発シ候節ハ副戸長始外役人之者共証人ニ相定メ決テ不都合無之為受戻シ可申旨約束」⁽¹⁶⁾した。

しかし、同じ大住郡内でも質地の名請についての処理の仕方は異なることが多かった。例えば、土屋村では明治五年十一月に規定連印帳が作成され、ここでは「質地ニ相渡置候地所之義者、年季中者元地主江地眷状ニ請、質取主江御定法之新規証文古証文之金高ニ而書替、違変無之相渡可申事」⁽¹⁷⁾として質地の質置主への土地所有権の確定を村全体で確認している。また、同様に明治六年二月に真田村では、地券請に関する連印帳を作成している⁽¹⁸⁾。

一 今般田畑地券証御下渡しニ付、元地主方之地券請ニ相成候分者当癸酉年^乙寅十二月迄五ヶ年之間ニ元持主方ニ而請戻し不申候ハハ流地之事、并五ヶ年後流地ニ相成候節者、地券譲渡之願書調印可致事

一 田畑質地之分当金主方地券請候分者、地券代金ニ不拘元質地代金調達致候ハハ何ヶ年相過候共元持主方江譲戻し候儀者、無故障讓返し可申事

一金主方ニ而拾ヶ年前ニ金子差支江候節者、質地ニ入置可申事
拾ヶ年相過無抛永代売渡候共勝手次第之事、尤地券請主永統所持致居候ハハ、前文通讓返し可申、且又為取替儀定之分讓請不申、他之地所ヲ質請候儀致間敷事

この村議定によると、第一条では質置主の土地については明治六年から五年の間に請け戻しがされない場合は流地となりその時は土地所有権移動の願書に調印をすること、第二条では質取主が地券を請けた場合、地代代金を質置主は持ってきたのち何年が過ぎようと質置主に土地所有権を返還することを決めている。すなわち、同じ大住郡内でも必ずしも有合質地慣行がそのまま永続したわけではなく、大抵の場合は、地券発行による新たな土地所有確定作業の時に村全体で質地慣行のどの部分が存続するかを決定している。真田村の村議定によれば第二条はまさに従来の有合質地慣行そのものであり、これを質取主・質置主とも確認しているわけだから紛争がおこることはありえない。

これに対して、真土村の場合は質置主達が「右等一種ノ習慣ヲ以質入致シ来候儀ニ付尋常質入年期ヲ以テ処分ヲ可受事ニ無之^(中略)且作り取地所ヲモ偏ニ証文前ニ寄り相渡スヘキ筋ニ無之旨ヲ以各質入主ノ名請ニシテ地券御下渡相成」ように松木長右衛門に申し出たところ、松木は「一般御成規ニヨリ質取主ニテ地券ノ名請可致善ト強テ申聞且従来慣習ノ約束アル故後日何時タリトモ金円調返上ハ地券受戻サスヘキ」⁽¹⁹⁾と答えている。この時質置主達は、旧役人が保証人となってくれたことにより一旦は納得をしている。

しかし明治九年五月に足柄県が廃止され、真土村が神奈川県に編入されたことにより、それまですでに遅れぎみであった地租改正事業が、新たに再開された。この時点で、問題が表面化する。すなわち、七月になり真土村の丈量検査を行うために県官が派遣されてきて一筆ごとに畝杭を打ち、地引帳と照らし合わせ反別丈量検査を実施した。これに対して質置主達は「各地ニ分畝歩ノ源アリテ区域ヲ

異ニス夫レヲモ不問一ト筆一ト番号ヲ附シテ長右衛門名受ト相成候トキハ數戸ノ人民旧来ノ所有地ニ離ルル而已ナラス彼レニ掠奪セラシルニ均シ」と主張した。質置主達は、松木のもとに押し寄せたが、松木は反発するのみであった。

二、質取主と質置主の論理

これに対して質置主達は、明治九年一月一二日に質置主六十五名の連名で、地所受戻の裁判を横浜地方裁判所に提訴した。この判決は、明治十一年四月一六日にだされている。この判決の分析を試みてみる(20)。

ここで争われた土地は、慶応四年より金二十七円の質代金で質入れされたものであり、年季は無年季の約束がなされていた。そして原告である質置主達の主張では明治六年の地券発行時の松木長右衛門の説明は、地券状は質取主の名前で願ひ受けるが質置主の土地の所有権には関係ない、ということであった。従つて地券名請は流地の証拠ではない。また明治六年一月二月に作成された「田畑名寄帳」に質地については質置主の名前が肩書が記されており、この土地については松木の名前になっているが、これについては「質地ヲシテ仮リニ被告ノ名義」にしたもので所有権の移動を示しているものではない。また、同じ真土村の質取主達が同村の質置主に差し出した証文では、松木と同様に質地を質取主の名義で願ひ受けるが「当初ノ約定ニ基キ異議ナク請戻ヲ承諾シタリ、何ソ此二十余名ハ悉ク請戻ヲ承諾スルヤ」としている。

これに対して松木側の主張は以下のとおりである。まず、明治六年の地券発行の際には質置主・質取主ともに示談の上、該当の土地の所有権を松木に移し確定するための協議をしたのちに地券台帳に捺印をした。質置主側が主張している質置主の土地の所有権を保証するという発言は「是全く被告(松木)カ知ル所ニアラス」。また、他の質取主が質置主に宛た証書は松木にはまったく関係のな

いことであり「戻スト戻サルトハ各自ノ自由」である。「田畑名寄帳」にある質地の肩書については、旧地主名が記してあるのは将来誰の地所かを知るためであり、質地の分は質地と明記したのであり、従つて該地所は流地でその所有権は質取主である松木側にある。

この両者の主張に対して判決は、基本的に質置主側の言い分を採用し松木長右衛門は質地の契約に基づき質代金を取り、土地を質置主に差し戻すようにという命令を出した。

しかし、松木はこの判決に不服として、翌明治十一年六月に東京上等裁判所に控訴する。

上等裁判所の判決は三ヶ月後の九月三〇日に出されるが(21)、この判決書によると、まず「地券」は該地所の所有の確証であり、売買・譲与・質流に関係なく地所の所有者が申し受けるものであるという「地券渡方規則」以来の法規の確認を行い、松木の提出した「為取為証文」に「地券ハ地所持主タル確証ノ趣旨ニ付キ云々」という文言があることから、旧役人(保証人)及び村民(質置主)においても地券の趣旨は理解されていたはずだとする。一方、松木においても、今日に到り突然「該地ノ習慣」を拒むことは「原告ノ非理」であると指摘するが、法規に照らし合わせるならば松木に理があるとして、質置主達による質地受戻は却下された。

この二回の判決を見てみると、横浜裁判所は真土村の特殊な質地慣行に重点を置き質置主側の論理を採用しているが、東京上等裁判所の判決に明らかのように、法規の側面から言えば松木側の勝訴は当然である。すなわち、地券が地所の所有権の確認のために発行されているという大前提からすれば、質置主の主張は自らの失態を確認するだけである。判決の背景として進行中の地租改正作業に及ぼす影響も考えなければならぬ。

また松木の論理は、明らかに従来の村落秩序の中から浮いた存在になっている。松木の主張の内容は判決文や襲撃事件後の上申書などからしか判明しないが、松木の発想は「過度の土地所有の制限」という共同体的な慣行からはほど遠く、ある意味では近代的な土地

所有論に基づいていると考えられる。

この判決により、松木は「威勢弥益増」し小作料滞納の者を小田原地方裁判所に訴えたり、いままでの訴訟費用を質置主に催促するなどの行動にでた。このような松木の行動に対して真土村の副戸長は質置主と松木の両者に説諭を行ってくれるように願いを第二十二大区区務所に提出している(22)。つまりすでに松木の行動は村落共同体の中では完全に解決できないほど突出していたのである。質置主達は、すでに大審院に訴えるだけの費用が無く、司法省にも直接願い出るが筋違いと門前払いをされ(23)、ついに一〇月二六日夜に松木家襲撃(24)に至るのである。

三、減刑嘆願運動と野村県令

その後事件参加者二十六名はすぐさま警察署に捕えられるが、この事件参加者に対して近隣の村々から彼らの減刑を願う嘆願運動がまき起る。この運動についてはすでに分析を加えているが(25)、必要な点だけを指摘しておく。減刑嘆願運動は、大住・淘綾・愛甲の三郡にまたがった第二十二大区を中心に広域性をもった運動として展開していく。第二十二大区から提出された嘆願書(26)によれば、この事件は「一人ノ私怨」から出たものではなく「一村一郷ノ公怨」に発したものであるとし、一方では松木の方にこそ問題があり「一村衆民一致同心シテ一家一人ヲ悪」む状況であったとする。それ故に「真土村民ノ所業縦令党ヲ結ヒ類ヲ集メ凶器ヲ以テ人ヲ殺害スル等ハ即チ御国法ノ容サルル所ナリト雖トモ又一方ヨリ視察スレハ豈長右衛門ノ身ニ於テ一村衆民ノ怨惡ヲ招ク可キ源因ナキヲ保スヘケンヤ」として、「思仁ノ寛典」を願っている。松木の村落共同体からかけ離れた特異な行動からすれば近隣の区戸長層による松木に対するこのような評価は当然であると言える。

また当時、政府に対して提出され、現在確認できる減刑嘆願書は以下の通りである(27)。

明治一一年一二月 九日 県令野村靖上申書

同月二六日 権中教正吉水玄信嘆願書

一二年 五月二一日 大教正他阿尊教嘆願書

同月二七口 鎌倉郡名瀬村西蓮寺住職松沢徳誠外二名
及び淘綾郡大磯駅他宿村嘆願書百三十六
通

同月三一日 大住郡四ノ宮見光学随及びその他町村嘆
願書五十一通

六月 七日 愛甲郡妻田村西福寺住職生西端信外三十
名嘆願書

同月一九日 鎌倉郡大町村妙本寺司務権中講義藤原日
迦嘆願書

これらの減刑嘆願運動の特徴は、従来から神奈川県政を支えてきた豪農層の協力を前提に官民協調の県政を実践していた神奈川県令野村靖の協力的なイニシアチブである。確認することは出来ないが、教導職を中心としたこれらの嘆願書の提出の裏には野村県令の働きかけが存在するのではないだろうか。というのも、結局、真土事件参加者の減刑については太政官¹⁾明治政府首脳の決断を必要とする問題にまで発展していたからである(28)。

太政官においてどのような議論が展開されたかは不明だが、明治一三年三月になって処分のための基本方針が決定された。太政官司法部は次のような意見を提出している。

依テ裁判ハ弥右衛門以下五名ヲ死刑ニ二十一一名ヲ懲役十年ニ擬律セリ。然レトモ其暴挙ノ爰ニ到リシハ即前陳不得己ノ事情ヨリ起ルヲ以テ県令ヲ初メ郡村総代及教導職ヨリ弥右衛門等ノ為メニ哀願スル三郡数百村ニ至ンニ依テ勘考スルニ洵ニ不得己ノ事情ニ相聞ヘ候得共法枉クベカラス刑正ササルヘカラス。故ニ裁判宣告ヒサルノ前ニ於テ御詮議可相成モノニ無之相当ノ裁判宣告ヲ經

タル上検事章程第三条ニ從ヒ之ヲ司法ニ具狀シ司法脚上奏スルノ後何分ノ御詮議可有之モノト思考ス(29)。

つまり、法律上、事件参加者には相応の処分を与える。しかし、刑を宣告した後に、検事章程第三条により寛典のための願いを司法脚に上申し、それを受けた後に減刑等の行動に移るといふ筋書が、すでに政府部内において組み立てられていたのである。

この決定により、五月二〇日に横浜地方裁判所において事件参加者に対する判決が下った。主犯とみなされた冠弥右衛門、伊藤佐治兵衛、伊藤元良、伊藤音五郎の四名が斬首、他八名が懲役十年、十四名が懲役三年という内容であった。判決後、野村は即座に司法脚田中不二麿に対して死刑囚四名の減一等を請う上申を行っている(30)。この野村の上申は、三月の司法部議案にみる明治政府の方針を受けて行われたはずである。この上申により、司法省は型通りの協議を行い、二七日には司法部より「事実不得止次第第二相聞へ憫諒スヘキ者ニ付伺ノ通各死一等減」(31)ずることが評議され、六月一日に四人の死刑囚の罪を一等減じ、その他の者もそれに準じた扱いを受けた。

このように真土事件参加者は、県令野村靖の「努力」により「寛典」を得ることができたのであるが、野村は事件参加者の家族や真土村民に対しても恩情を示すという姿勢を保っていた。

すなわち松木殺害後、松木家所有地と質取地改正反別四十一町八反二畝六歩は、明治一二年四月に金九千五百円で横浜区伊勢佐木三丁目の海老塚四郎兵衛に売却された(32)。そしてこの海老塚の売買金は、野村県令から拝借されたものであったようである(33)。ところが元来貧しい村であったところに、松木との訴訟費用として他村からの借金三千五百円が残っており、当座の費用として合計一万三千円という巨額な金が必要になった。そこで真土村を始め近隣数ヶ村連名で、県に対して金五千円を無利息・十ヶ年賦で拝借したいとの願いを出した。野村は、その願いを即刻受諾し、六月六日に了解

の旨を通知した(34)。

その後、事件参加者の減刑が確定した後も再三にわたり、野村県令に対する奉謝の手紙(35)が出され、それは野村が県令を退いた後も変わることはなかった(36)。

おわりにかえて

以上、以前の論稿で十分に触れることの出来なかった真土村の質地慣行および二回の裁判の判決文の分析を加えて、真土事件の全体像をとらえることができた。

真土事件は神奈川県内では数少ない地租改正期の騒擾としてとらえられ、そのため土地所有の形態とその変化を考える素材として研究されることが多かった。真土事件の過程を捉えるならば、事件の本質は地券発行という近代的土地所有への転換の第一作業の段階で、松木長右衛門という近代的な土地所有を指向する地主が「私的土地所有の制限」という近世的な村落慣行の色濃く残存する中で突出したために起きた事件である。そこでは「耕作農民的土地所有」の前進や地主制否定の契機は認めがたい。

一方で、質置主達は事件の結果、土地の所有権を得るわけだが地租改正の終了後、土地所有の関係はまさに松木の方向に動いているのであり、過度の土地所有の制限という論理は困民党事件にみる主張をほぼ最後に消滅していくのである。

また今後の研究課題としては、改めて神奈川県における地租改正作業の位置付けを行う必要を感じているが、別の機会に譲りたい。

注

(1) 拙稿「『神奈川県公報』にみる初期神奈川県政」(『郷土神奈川』第二一号 一九八八年二月刊)、同じく拙稿「野村靖建議書にみる『官民共和』県政」(『京浜歴史科研年報』創

- 刊号 一九八七年一月刊)。
- (2) 大畑哲「神奈川県における自由党の成立過程」(『神奈川県史研究』第二号、一九六九年一月)、同執筆『神奈川県史』通史編、近代・現代(1)、政治・行政(1)、一九八〇年。
- (3) 渡辺隆喜「神奈川県地租改正事業の特色」(『神奈川県史研究』第四号、一九六九年五月)。
- (4) 斎藤康彦「地租改正をめぐる耕作農民の闘争」(津田秀夫編『解体期の農村社会と支配』、塙書房、一九七八年所収)。
- (5) 落合延孝「世直しと村落共同体」(一九八二年度歴史学研究会大会報告『民衆の生活・文化と変革主体』所収)。
- (6) 土井浩「明治初年の質地および賃入状況」(『神奈川県史』各論編一、政治・行政、一九八三年)。
- (7) 鶴巻孝雄「近代成立期の民衆運動・試論」(『歴史学研究』第五三五号、一九八四年一月)。同『近代化と伝統的民衆世界』東京大学出版会、一九九二年五月刊。
- (8) 小林孝雄「神奈川の夜明け」(住吉書房、一九七八年刊)。
なお同『近代川崎の民衆史』(けやき出版、一九九二年三月刊)に再録。
- (9) 土井浩「平塚市内旧村物産書上」(『平塚市博物館年報』第二号、一九七八年)。
- (10) 『平塚市史』五 資料編 近代(1) 三二八頁。
- (11) 前掲土井浩「明治初期の質地および賃入状況」一四三頁。
- (12) 同右 一四四・五頁。
- (13) 「真土事件顛末上申書」(『神奈川県史』資料編一三) 一頁。
真土村では約百年経過してから質地が請け戻された例もある。
- (14) 前掲『平塚市史』五 二〇七〜九頁。
- (15) 平塚市教育委員会『大野誌』(一九五八年刊) 三一七頁。
- (16) 「規定連印」(前掲『平塚市史』五) 二〇九〜二一一頁。
- (17) 「村議定」(前掲『平塚市史』五 二一一〜二頁)。
- (18) 前掲「真土事件顛末上申書」 一頁。
- (19) 「質地請戻の件横浜裁判所言渡書」(前掲『平塚市史』五) 四〜七頁。
- (20) 「質地請戻の件東京上等裁判所言渡書」(前掲『平塚市史』五) 三六〇〜四頁。
- (21) 前掲『平塚市史』五 三六六〜七頁。
- (22) 「東京上等裁判所判決に関する原告・被告への説諭願」(前掲『平塚市史』五) 三六六〜七頁。
- (23) 前掲「真土事件顛末上申書」二頁。
- (24) すでに鶴巻孝雄氏が指摘しており(前掲『近代化と伝統的民衆運動』四四頁注(9))、またかつて自分でも指摘したように松木襲撃事件の大きな契機に非差別民の存在が大きく関与しており、「真土事件顛末上申書」でも「新平民則旧番非人某ナルモノヲ抱へ入昼夜々廻リ等為致候由ニ候処村民ニ於テハ弥益其挙動ヲ悪ミ彼ノ暴挙ヲ促シ候」と記されている。拙稿「学習会『自由民権期の神奈川』から得られたもの」(『京浜歴史研年報』創刊号)参照。
- (25) 前掲拙稿「神奈川県公報」にみる初期神奈川県政」、同「野村靖建議書にみる「官民共和」県政」
- (26) 「嘆願書」(『神奈川県史』資料編一三) 一六〜二三頁。
- (27) 『大政類典』第四編第七六四号
- (28) 以下の議論は、すでに拙稿「野村靖建議書にみる『官民共和』県政」において発表しているが、掲載誌の『京浜歴史研年報』創刊号が入手しにくい現状を考え、補足のうえ一部を再録した。
- (29) 明治一三年三月二五日「司法部議案」(『太政類典』第四編第七六四号)。なお検事章程(明治一〇年三月五日制定)第三条は以下の通りである。
- 「裁判ヲ得ルノ後犯人ヲ各部官ニ送付シ(中略)其赦典ヲ乞フヘキ者ハ意見ヲ付シ司法卿ニ具上ス」
- (30) 「神奈川県死刑囚冠弥右衛門外三名情状酌量本罪ニ一等ヲ減ス」(『太政類典』第四編第七六六号)。

- (31) 五月二十七日「司法部議案」(『太政類典』第四編第七六六号)。なお原文は年が二年となっているが、明らかに三年の誤りである。
- (32) 「売渡証書」(前掲『平塚市史』五)三八三〜四頁。海老塚四郎兵衛と真土村との関係については大畑哲「海老塚四郎兵衛と真土及び武相困民党事件」(『神奈川地域史研究』第一号一九九三年六月)参照。
- (33) 「上申書」(明治一二年四月)(前掲『平塚市史』五)三八八頁。
- (34) 「御救助御拝借金之儀御願」(『神奈川県史』資料編一二)二三〜二五頁。同様の史料が『平塚市史』五 四〇五〜七頁にある。
- (35) 明治一三年六月「謝告」、一三年七月二十七日「奉謝県令公閣下惠書」(『神奈川県史』資料編一三)二五〜二六頁。
- (36) 明治一六年九月「上申願」(国立国会図書館憲政資料室「野村靖文書」)。明治三五年九月に台風により野村子爵の別荘が被害にあったときに真土村総代一九名がすぐに見舞に訪れている。(前掲『平塚市史』五)四七三〜五頁。また事件参加者の一人である伊藤兵左衛門は、自宅の庭に野村県令報恩の碑を建てることまでしている。この碑は、兵左衛門の子孫の宅地内に現存している。

(一九九三年一〇月七日稿了)

